## 332複合地区第71回年次大会 代議員会議事運営要項

- 1. 代議員会の構成
- (1) 大会に参加した複合地区内現・元国際役員およびクラブ代議員をもって構成する。 (複合地区年次大会議事規則)
- (2) クラブ代議員は規定に基づき、1年と1日クラブに在籍している会員10名毎に1名 (端数4捨5入)をもって選出される。但し、特典会員は算出母数には含まれません。
- 2. 審議の方法(委員会)
- (1) 委員会の議長には委員長が規則により就任し、議長選出の手続きは不要である。
- (2) 副委員長は書記役をつとめ、委員長に事故あるときは職務を代行する。顧問は求めに応じて助言を行い、担当は司会を行う。
- (3) 議長はあらかじめ下記の事を周知徹底する。
  - ①発言には議長の許可がいる事。
  - ②発言者は必ず所属クラブ名と氏名を告げる事。
  - ③提案理由の説明は簡潔に行う事。
  - ④発言は一人3分以内とする事。
  - ⑤正規の手続き以外の方法で提出された議案は前もって文書で大会議長に提出され、所定の手続きによって 審議を行うことを承認されたものである事。

\*従って委員会・代議員総会席上での議案提出は認められない。

- (4) 審議の進行方法
  - ①議長は第○○号議案の審議にはいる旨を宣言する。
  - ②提案者(クラブ)から議案の説明を求める。提案者(クラブ)が欠席の場合には副委員長または担当が代わって説明することができる。
  - ③出席代議員の意見を求める。また必要に応じて顧問の意見を求める。
  - ④採決は拍手にて行うことも可とするが、賛否、相拮抗する時は挙手にて行う。賛否同数の場合は議長がこれを決する。
  - ⑤決議内容は必ず確認し、会が終了後、文書にて直ちに大会事務局に報告する。
  - ⑥議長は閉会を宣言する。
- 3. 審議の方法(代議員会総会)
  - (1) 議案提案理由の説明(委員会の決議報告)は原則として委員会委員長が行い、欠席の場合は大会議長が指名したものが行う。
  - (2) その他は上記審議の方法(委員会に準じる)
- 4. 決議文の表現方法(共通)

決議文は慣例により、下記の定型的文言で表現すること。

- (1) 提案を認める場合
  - ①原案(または提案)通り可決する。
  - ②原案(または提案)通り承認する。
- (2) 提案を一部修正して認める場合
- (3) 提案趣旨を認めた場合
  - ①趣旨了承する。
  - ②趣旨了承、次期へ申し送る。
- (4) 提案を認めない場合
  - ①原案(または提案)を否決する。
- (5) 提案者が提案を取り下げた場合
  - ①原案(または提案)を取り下げる。
- (6) 審議未了の場合
  - ①本議案は審議されたが採決に至らなかったので、廃案とする。
- ※特典会員は(家族会員、学生会員、レオライオン会員、若手成人会員)となる。 但し、国際会費を全額納めている場合は除く。